

岐阜市行政第154号の4
平成21年12月2日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 樺原秀訓



公文書公開請求に対する非公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成21年4月7日付け岐阜市保地第440号の3で諮問のあった岐阜市長が
行った非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規グループ

答申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が次に掲げる公文書について非公開とした処分は、妥当である。

- ① 平成18年岐阜刑務所で発生したノロウイルスに関し岐阜市保健所が作成した文書の一覧表
- ⑤ 岐阜市保健所長が平成18年11月に発生した岐阜刑務所でのノロウイルスに対し食中毒の可能性を疑い、食品衛生法第58条第2項の規定により岐阜市長に報告をした文書
- ⑥ 平成18年11月岐阜刑務所で発生したノロウイルスに関し食品衛生法第58条第2項の規定により、調査を岐阜市保健所が行い食品衛生法施行令第37条に基づき岐阜市保健所が岐阜市長に対し報告した文書
- ⑦ ⑥の報告を受け岐阜市長が厚生労働大臣へ報告をした文書
- ⑧ 平成18年11月岐阜刑務所で発生したノロウイルスに関し岐阜市保健所が調査をし、食品衛生法施行令第37条第3項の規定により厚生労働省で定めるところにより報告書を作成し岐阜市長に提出した文書
- ⑨ ⑧の報告を受け岐阜市長が食品衛生法施行規則第76条第1項の規定により厚生労働大臣へ提出した食中毒事件調査結果報告書
- ⑩ 食品衛生法施行規則第76条第1項の規定により岐阜市長が⑨のノロウイルスに関し厚生労働大臣に提出した食中毒事件調査結果詳報

第2 経緯

- 1 异議申立人は、平成20年6月13日に次に掲げるものを文書の名称として公開請求を行った。
 - ① 平成18年岐阜刑務所で発生したノロウイルスに関し岐阜市保健所が作成された文書の一覧表
 - ② 岐阜市情報公開条例等に対する不服申立等の実施方法が記された文書
 - ③ 平成19年岐阜市保地第39号保健所長回答書
 - ④ 平成19年10月17日付岐阜市保地第418号保健所長回答書
 - ⑤ 岐阜市保健所長が平成18年11月に発生した岐阜刑務所でのノロウイルスに対し食中毒の可能性を疑い食品衛生法第58条②及び50人以上の発生である事から岐阜市長に報告をした文書
 - ⑥ 平成18年11月岐阜刑務所で発生したノロウイルスに関し食品衛生法第58条②の調査を岐阜市保健所が行い食品衛生法施行令第37条に従い岐阜市保健所が逐次岐阜市長に対し報告した文書

- ⑦ 右報告を受け岐阜市長が厚生労働大臣へ逐次報告をした文書
 - ⑧ 平成18年11月岐阜刑務所で発生したノロウイルスに関し岐阜市保健所が調査をし、食品衛生法施行令第37条3の規定に従い厚生労働省で定めるところにより報告書を作成し岐阜市長に提出をした文書
 - ⑨ 右報告を岐阜市保健所より受け岐阜市長が食品衛生法施行規則第76条1項に従い厚生労働大臣へ提出した食中毒事件調査結果報告書
 - ⑩ 食品衛生法施行規則第76条1項に規定されている岐阜市長が右ノロウイルスに関し厚生労働大臣に提出した食中毒事件調査結果詳報
- 2 この請求に対し、実施機関は、平成20年6月27日に次のとおり決定した。
- (1) 岐阜市保地第184-3号公文書公開請求決定通知書により、
②に相当する文書として異議申立書及び決定に不服がある場合の手続を公開すると決定
 - (2) 岐阜市保地第184-4号公文書公開請求決定通知書により、
③及び④に相当する文書について、個人の氏名を公開しないと一部非公開決定
 - (3) 岐阜市保地第184-5号公文書公開請求決定通知書により、
①及び⑤から⑩までに相当する文書については、組織上作成していないとして公開しないと決定
- 3 異議申立人は、2(1)の公開決定、2(2)の一部非公開決定及び2(3)の非公開決定に対し、平成20年7月16日に1通の異議申立書をもって、異議申立てを行っている。
- 4 この答申の対象としている異議申立ては、2(3)の非公開決定に対してなされた異議申立てである。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成20年6月27日付け岐阜市保地第184-5号で実施機関が行った公文書の非公開処分は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書及び意見書によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、岐阜市長に対して開示請求書を提出した。それにもかかわらず、その開示請求に対する諾否の決定を岐阜市保健所に任すのであれば、異議申立人に対し法的根拠を示し、その旨通知すべきである。
- (2) ⑦、⑨及び⑩は、岐阜市長が厚生労働大臣へ提出したはずの文

書を開示請求したものである。保健所が諾否の決定をする法的根拠もなく、岐阜市長が回答すべきものを保健所がしている。

- (3) ⑤、⑥及び⑧は、岐阜市長が取得しているか否かを岐阜市長に確認すべく、岐阜市長に開示請求をしたものである。保健所が決定を出せるとする法的根拠を示すことを求める。法的根拠がなければ岐阜市長が諾否の決定をすることを求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

- 1 ⑤から⑩までの事項が記された文書は食中毒であると判定したときに作成する文書であるが、実施機関では、感染症であると判断したため、当該事項に該当する文書を組織上作成していないので、公文書不存在を理由として非公開決定をした。
- 2 平成18年岐阜刑務所で発生したノロウイルスに関し、感染症及び食中毒の両面から調査をして、感染症であると判定して記者発表資料を、食中毒ではないと判定してその旨を記載した書類を、それぞれ作成したものの、担当する課が異なるため、一覧表は作っていない。
- 3 異議申立て人は、公開請求書は岐阜市長あてに送付したものであり、岐阜市保健所に諾否の決定を任せるのであれば、その法的根拠を示すべきであるとして主張するが、公開請求に対する決定は、実施機関である岐阜市長が決定しているものであり、その担当課が岐阜市保健所地域保健課であるにすぎない。

第5 当審査会の判断

1 本件異議申立ての対象となる公文書の存在

第2の2で記したように、①及び⑤から⑩までに相当する文書は、組織上作成していないことを理由に非公開とされた。

⑤から⑩までに相当する文書は食品衛生法令に基づいて作成される書類であるが、実施機関によれば、これらの書類は、通常、食中毒と判定した場合に作成しており、食中毒ではないと判定した場合には作成していないという運用をしているとのことである。そして、平成18年11月に発生した岐阜刑務所でのノロウイルスについては、食中毒ではなく感染症であると判定したため、⑤から⑩までに相当する文書は作成しなかったことである。

また、異議申立て人は、厚生労働大臣へ提出したはずの文書であることや実施機関が取得しているか否かを実施機関に確認するために実施機関に開示請求をしたと主張するが、これらの文書の存在をうかがわせるものはない。

次に、実施機関によれば、①に相当する文書については、感染症であると判定した課と食中毒ではないと判定した課が異なるから、作成していないとのことである。

そして、異議申立人の主張には、①に相当する文書の存在をうかがわせるものはない。

以上のことから、これらの文書が存在するとまではいえない。

2 本件処分の妥当性

異議申立人は、岐阜市長が決定すべきであるのに岐阜市保健所が決定していることには法的根拠がない旨を述べている。

公文書公開請求決定通知書は岐阜市長名で出されていることから、公開請求に対する決定は、実施機関である岐阜市長が決定していることが認められる。

岐阜市保健所は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づき、岐阜市長の権限に属する地域保健法第6条各号及び第7条各号に掲げる事務を分掌させるため、岐阜市長が設けたものである。

さらに、岐阜市では、公文書公開請求に対する決定や、その決定に対する不服申立てに係る事務は、公文書を保管する部課が取り扱っていると認められる。

3 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第6 審査会の審査経緯等

平成20年	6月13日	公文書公開請求
	6月27日	実施機関の非公開決定
	7月16日	異議申立て
平成21年	4月 7日	諮問
	8月 3日	実施機関に陳述書の提出依頼
	8月 5日	陳述書提出
	8月 7日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	8月12日	異議申立人に陳述書の写しを送付
	8月27日	異議申立人から意見書提出
	9月 4日	審査会開催
	11月18日	審査会開催
	12月 2日	答申